

第3次四日市市市民協働促進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の目的

本市では、市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指して平成26年12月に制定した「四日市市市民協働促進条例」（以下、「条例」という。）に基づき、市民協働を促進する施策を総合的かつ計画的に実施していくため「第1次四日市市市民協働促進計画」「第2次市民協働促進計画」を策定している。

本業務は、「第2次市民協働促進計画」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度～令和12年度までの5ヵ年を計画期間とした第3次四日市市市民協働促進計画（以下、「第3次計画」という。）の策定にかかる支援を行うものである。

2 事業の履行期間

契約の日から令和8年3月19日まで

3 委託業務の内容

(1) アンケート調査等の分析・取り組みの検証

市が令和6年度に実施した市民（500名程度回答）・市民活動団体（50団体程度回答）・企業（60社程度回答）アンケート調査（Excelファイルなどで集計した形式で提供）を分析し、条例を踏まえ、次期計画における前提条件の整理を行う。

○集計・分析

○第2次四日市市市民協働促進計画に基づく取り組みの検証

(2) 市民協働促進計画の検討

① 基本的な方針の検討

アンケート調査結果を踏まえ、市民協働促進における課題を整理し、市の協働促進施策の基本方針を検討する。

○課題の整理

○基本方針の整理

② 施策内容の検討

基本方針を基に、市民協働を促進していくための具体的な施策を検討する。

○施策項目の抽出

○施策内容の検討

③ 促進体制等の検討

今後における計画の促進体制について検討するとともに、進捗管理の考え方を整理する。

○促進体制の検討

○進捗管理に関する検討

(3) 計画書等の作成

計画に関する検討内容や会議等の意見を踏まえて第3次計画の計画書を取りまとめる。また、その概要版を作成する。

- 計画書の作成
- 概要版の作成

(4) 会議等運営支援

市民協働促進委員会の開催に際して、必要な資料を作成するほか、必要に応じて会議に出席し、事務局の運営支援を行う。会議の回数については、3回程度とする。

また、計画内容を検討する市民参加型のワークショップの開催に際して、必要な資料を作成するほか、ワークショップに出席し、運営支援を行う。ワークショップの回数については、2回程度とする。

- 市民協働促進委員会の運営支援（資料作成、出席、議事録の作成）
- ワークショップの運営支援（資料作成、当日の運営補助、議事録の作成）

(5) パブリックコメント実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、必要なデータ及び資料の作成を行う。また、市民意見の整理等を行い、反映方針や市民への回答について検討を行う。

- パブリックコメント用データ及び資料の作成
- 市民意見の反映に関する検討

(6) 打合せ協議

毎月1回、定例の打合せ協議を実施し、業務の進捗状況、今後のスケジュール等を報告する。

- 打合せ計画の作成
- 会議資料の作成
- 打合せ要旨の作成

4 成果品は次のとおりとし、提出された成果物は全て市に帰属するものとする。

- ① アンケート調査分析結果
- ② パブリックコメント用資料
(計画書本編 100 部、概要版 250 部、ホームページ掲載用 PDF ファイル)
※パブリックコメント実施時
- ③ 議会説明用資料
(計画書本編 100 部、概要版 100 部、ホームページ掲載用 PDF ファイル)
- ④ 四日市市市民協働促進計画 計画書 (カラー印刷、70 頁程度、300 部)
- ⑤ 四日市市市民協働促進計画 概要版 (カラー印刷、8 頁程度、3,000 部)
- ⑥ 上記に関するデータ一式 (ホームページ用電子ファイルを含む)

- 5 本事業の遂行にあたっては、本市担当者との連絡を密にするよう努め、必要に応じ十分な協議を行い、本事業が効果的に進められるよう留意すること。
- 6 完了認定
事業報告書、及び成果品の提出をもって、委託業務の完了とする。
- 7 委託料の支払方法
業務完了確認（検査）後の完了払いとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置に相当すると判断されるときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等に準じる措置を講ずることがある。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。